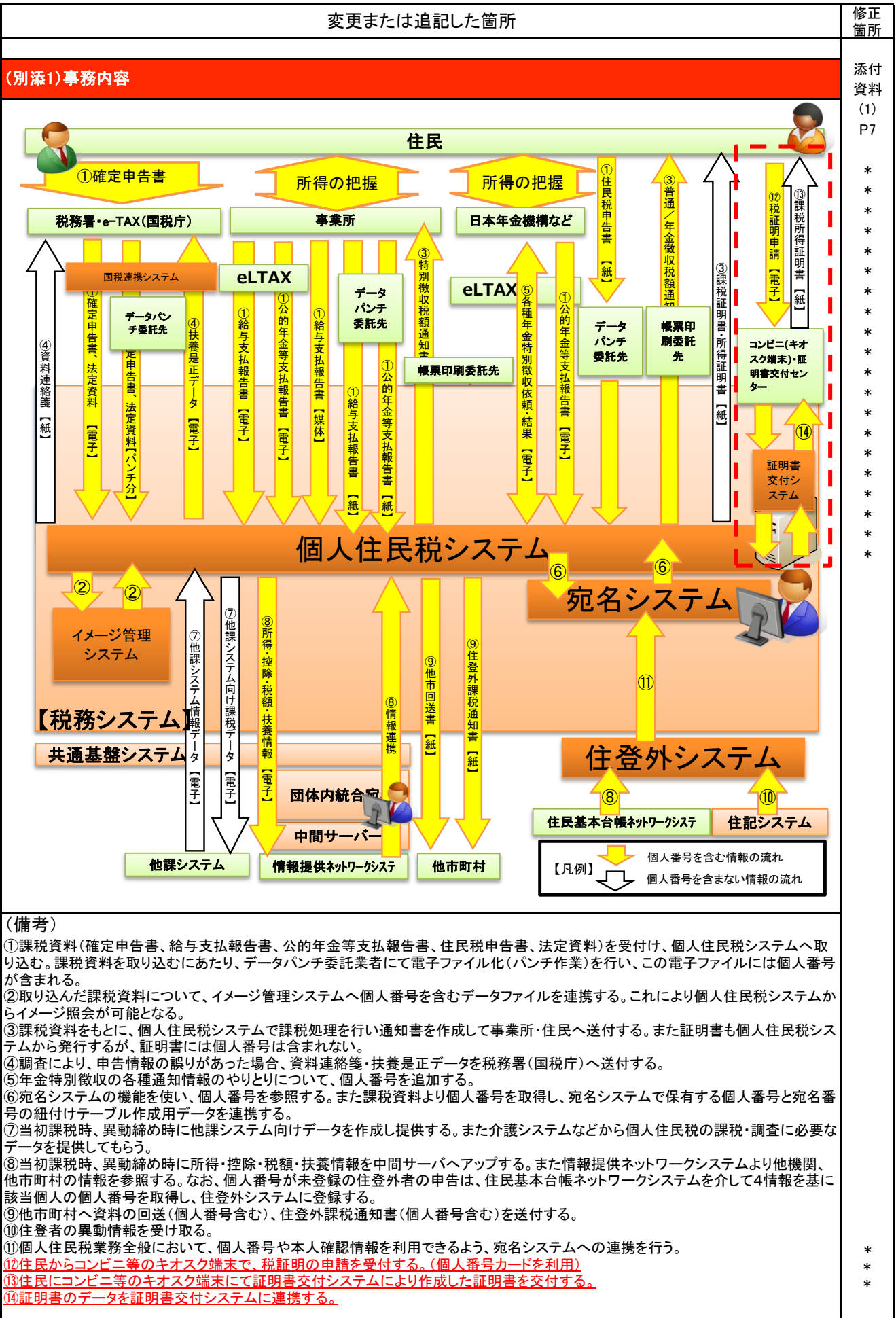


コンビニ交付サービス実施に関する変更箇所一覧

変更または追記した箇所		修正箇所
<b>I 基本情報</b>		
<b>2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム</b>		
<b>システム18</b>		P12
①システムの名称	証明書交付システム	*
②システムの機能	1 既存システム連携機能 税務システムから証明書情報を連携する機能 2 コンビニ交付機能 地方公共団体情報システム機構の証明書交付センターからの要求に应答して、各種証明書のPDFデータを作成し、機構の証明書交付センターに送付する機能	* * * * *
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム              [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム [ ] 宛名システム等    [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 税務システム [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 （ 証明書交付センター ）	* * *



コンビニ交付サービス実施に関する変更箇所一覧

変更または追記した箇所		修正箇所
<b>II 特定個人情報ファイルの概要</b>		
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b>		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 5 ) 件	
<b>委託事項4</b>	MICJET税務情報(税務システムパッケージ)のアプリケーション保守、 <b>証明書交付システムの保守</b>	P20*
①委託内容	アプリケーションに関する要望対応、障害対応、税制改正対応を行う。また職員からの問い合わせ対応や調査、作業指示書に基づくデータ抽出などを行う。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)	
その妥当性	税制改正に伴うシステム改修等を行った場合、本番稼働前に正しく動作することを確認する必要がある。	
③委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 管理区域にてシステムを直接操作 )	
⑤委託先名の確認方法	委託先が決定した際には、市ホームページにて公表	
⑥委託先名	富士通株式会社 関西支社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託の制限事項内で本市が認める場合、委託先からの書面による申請に基づき許諾。
	⑨再委託事項	MICJET税務情報(税務システムパッケージ)のアプリケーション保守
<b>6. 特定個人情報の保管・消去</b>		
③消去方法	<p>&lt;吹田市における措置&gt; ①保管期間および課税処理上不要となったデータについて、システム上一括で消去する。(データベースから物理的に削除する) ②ディスク交換やハード更改等の際は、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p> <p>&lt;証明書交付システムにおける措置&gt; *証明書交付システムでは、年度更新時に古くなった不要な税情報を消去し、直近の税情報のみを保管するようにしている。</p>	P23  * * *
<b>7. 備考</b>		
コンビニ交付サービスにおいて、証明書交付システムでは証明書データを送信後速やかに同データを消去する。さらに、証明書交付センター、コンビニ事業者等のキオスク端末では証明書データを保持しないほか、証明書データは証明書交付後にキオスク端末から消去される。		

コンビニ交付サービス実施に関する変更箇所一覧

変更または追記した箇所		修正箇所
<p><b>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)</b></p>		
<p><b>7. 特定個人情報の保管・消去</b></p>		
<p>リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク</p>		
⑤物理的対策	<p>[ 十分に行っている ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>	P67
具体的な対策の内容	<p>&lt;吹田市における措置&gt; ①サーバー室と、データ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とは区別して専用の部屋とする。 ②サーバー室と保管室の出入口には機械による入退室を管理する設備を設置し、認証に必要なカードについては貸出簿を作成して管理する。 ③サーバー室と保管室の入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。 ④事務室内の端末は、ワイヤロックで施錠する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> <p>&lt;証明書交付センターにおける措置&gt; ・証明書交付センター内の広域交付サーバーは、セキュリティの確保されたデータセンターに設置し、入退室管理を厳格に行う。</p> <p>&lt;コンビニ事業者等における措置&gt; ・キオスク端末は施錠されており、端末保守員以外の者が開錠することができない。</p>	<p>*</p> <p>*</p> <p>*</p> <p>*</p> <p>*</p>
⑥技術的対策	<p>[ 十分に行っている ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>	
具体的な対策の内容	<p>&lt;吹田市における措置&gt; ①不正プログラム対策として、コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバ・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。 ②ファイアウォール導入によりネットワークを通じて外部から侵入されないようにしている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>&lt;証明書交付センターにおける措置&gt; ・証明書交付センターと市の証明書交付システムの間は行政専用のネットワーク(LGWAN)回線で、同センターとキオスク端末との間は専用回線で接続し、閉域性を確保することで、第三者からのアクセスを排除している。 ・上記の回線におけるデータ通信は暗号化されている。</p> <p>&lt;コンビニ事業者等における措置&gt; ・キオスク端末から証明書が交付された後は、同データは速やかにセキュリティソフトによって端末から自動的に消去される。 ・パスワードにより、端末保守員以外の者が端末のプログラムにアクセスすることを排除する。</p>	<p>*</p> <p>*</p> <p>*</p> <p>*</p> <p>*</p> <p>*</p>
<p>リスク2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク</p>		
具体的な対策の内容	<p>①個人番号を含め宛名情報については、宛名システムより随時異動データを連携することにより、最新化する。また住登外システムとの整合処理を定期的実施する。 ②個人住民税の申告書データについては、原本性を保つ必要があるため受付時のままの状態でも保管する。(これによるリスクはなく、むしろ変更することでリスクが生じる。また住民税の個人基本情報、賦課情報は常に最新化する)</p> <p>&lt;証明書交付システムにおける措置&gt; ・年度更新時に古くなった不要な税情報を消去するようにしているため、古い情報のまま保有され続けることはない。</p>	<p>*</p> <p>*</p> <p>*</p>
<p>特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>		
<p>&lt;コンビニ事業者等における措置&gt; ・キオスク端末では、個人番号カードの取り忘れ防止のため、カードを取り外さないと証明発行画面に進むことができないほか、証明書の取り忘れ防止のため、音声及び画面の警告表示によって注意喚起を促している。 ・キオスク端末で証明書をとり忘れた際は、原則コンビニエンスストア等の従業員が所轄の警察署に届け出を行うこととする内容の契約が、機権とコンビニ事業者の間で締結されている。 ・キオスク端末を設置する店舗等では監視カメラが設置されている。 ・各店舗で定める就業規則又は守秘義務契約書により従業員の不正行為を禁止する。 ・店舗等に1名個人情報取扱責任者を置く。</p>		